

## 呉市ひとり親家庭等医療費支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の父又は母及び児童に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

### (支給資格者)

第3条 この要綱により支給する医療費（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給を受けることができる者（以下「支給資格者」という。）は、呉市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者（同法第116条の2に規定する病院その他の施設への入院、入所等により、呉市を転出する者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの及びこれに準ずる女子と市長が別に定めた者
- (2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、対象児童を現に扶養しているもの及びこれに準ずる男子と市長が別に定めた者
- (3) 前2号に掲げる者（以下「配偶者のない者」という。）に現に扶養されている対象児童
- (4) 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち対象児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給資格者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 対象児童、その対象児童を現に扶養している配偶者のない者又はその対象児童と生計を一にするこれらの者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）に前年分の所得税（1月から7月までの間に受けた医療については、前々年分の所得税とする。）が課せられているとき。この場合において、所得税の額を計算するときは、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の規定による改正前の所得税法の規定により算定するものとする。
- (3) 国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する病院その他の施設への入院、入所等により、呉市に住所を有することとなったもの

### (支給者証)

第4条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ支給資格について、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、ひとり家庭等医療費支給者証（以下「支給

者証」という。)を当該申請者に交付するものとする。

- 3 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提出しなければならない。

（支給の額）

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次に掲げる額を控除した額を支給する。

- (1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額
- (2) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する標準負担額に相当する額
- (3) 次条の規定による一部負担金相当額

- 2 前項の医療に関する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（一部負担金）

第6条 受給者は、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき500円（国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。）を一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

- 2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払を次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める回数行ったときは、同項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受ける際、支払うことを要しない。

- (1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他看護に係る医療を受けた場合  
14回

- (2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合  
4回

- 3 受給者は、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払を4回行ったときは、その月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際、

一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

第7条 ひとり親家庭等医療費の支給は、受給者の申請に基づいて行う。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けた場合において、当該保険医療機関等からひとり親家庭等医療費の請求があったときは、市長は受給者に支払うべき額の限度において、受給者が当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給者は、住所、氏名その他市長が別に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき又はひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(支給の制限等)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償その他給付を受けた場合において、これらのうち、ひとり親家庭等医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において、ひとり親家庭等医療費支給額の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付したひとり親家庭等医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡禁止)

第11条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供することはできない。

(報告等)

第12条 市長は、ひとり親家庭等医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和54年10月1日から施行する。

改正 昭和59年10月1日  
平成 6年10月1日  
平成 7年 4月1日  
平成13年 8月1日  
平成14年10月1日

平成15年 4月1日

平成18年 8月1日

平成18年10月1日

平成24年 4月1日

付 則

平成18年8月1日から平成20年7月31日までの間における改正後の第6条の規定の適用については、同条中「500円」とあるのは「250円」とする。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。